項目8:まちづくり協議会の役割

<事務局条文案>

まちづくり協議会は、地区まちづくり活動の活性化に向け、地区の特性を 活かした主体的な活動を推進するものとする。

- 2 まちづくり協議会は、地区課題の解決に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 まちづくり協議会は、市民等が参画しやすく、透明性の高い運営に努める ものとする。
- 4 まちづくり協議会は、持続可能な地区まちづくり活動に向けて、次代を担 う人材育成に努めるものとする。
- 5 まちづくり協議会は、地区内の市民等の交流促進に努めるとともに、他の 団体と相互に連携するよう努めるものとする。

Memo:			

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例

※特になし 第2章として、地域コミュニティ運営協議会について示している。第6条(役割分担)、第7条(認定)、第8条(認定の申請)第9条(変更の届出)、第10条(認定の取消し)

②松山市地域におけるまちづくり条例

※特になし 第2章として、まちづくり協議会について示している。第6条(役割分担)、第7条(認定)、第8条(認定の申請)第9条(変更の届出)、第10条(認定の取消し)

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例

※特になし

4 豊中市地域自治推進条例

※特になし 第7条(地域自治組織の認定等)

⑤越前市地域自治振興条例 (自治振興会の役割)第4条

自治振興会は、地域自治の振興を図るため、地区の市民等の意見、要望等を事業に反映させ、主体的に活動を行うものとする。

- 2 自治振興会は、地域自治の振興について、地区の市民等の意識の高揚を図るとともに、自 発的に課題に取り組む人材の育成及び資源の有効活用に積極的に努めるものとする。
- 3 自治振興会は、その時々の地域の課題に応じ、創意工夫を生かした実践的な活動の推進に 努めるものとする。
- 4 自治振興会は、地域の特性を生かし、調和のある地域社会の形成を推進するよう努めるものとする。
- 5 自治振興会は、全市的な視点に立って、他の団体と相互に努めて協力するものとする。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

(運営協議会の役割)第38条

運営協議会は、当該コミュニティにおける自主的な活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、当該コミュニティにおける諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等を図る。

(運営協議会の責務)第39条

運営協議会は、その運営の透明性及び公平性を図り、コミュニティ活動がより推進されるよう、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 地域住民が運営協議会の意思決定に参加しやすいようにすること。
- (2) 地域住民がコミュニティ活動に参加しやすいようにすること。
- (3) 積極的に情報の共有を図るようにすること。
- (4) 役員等の選出について透明性を図るようにすること。
- (5) 自らの活動を評価するよう努めること。